

A X - 1 0

民 事 訴 訟 法

Xは、Yに対し、令和元年10月1日に、弁済期を令和2年9月30日として200万円を貸し付けたにもかかわらず、弁済期を過ぎてもYから返済がなかったため、Yを被告として、200万円の支払を求める訴えを提起することとした。Xは、訴状に、X及びYの氏名・住所のほか、「請求の趣旨」と題して、「Yは、Xに対し、金200万円を支払え、との判決を求める。」と記載し、また、「請求の原因」と題して、「Yは、Xに対し、令和元年10月1日、借入金200万円を令和2年9月30日までに返済することを約した。本日は令和2年12月1日であり、弁済期を過ぎても返済されていない。」と記載した（この訴状を以下「本件訴状」という。）。なお、X及びYはいずれも訴訟能力者であり、法定代理人はいない。

以上の事実を前提として、次の各小問に答えよ。

- 1 本件訴状に必要的記載事項が記載されているかについて、簡潔に説明せよ。

- 2 裁判所は、本件訴状をYに送達した。Yは、「①Xから令和元年10月1日に200万円を受け取った事実はある。②しかし、それはXからもらったものである。」と記載した答弁書を提出し、答弁書はXに送達された。Yは第1回口頭弁論期日に出頭し、答弁書を陳述する旨述べたが、Xは欠席した。
 - (1) 第1回口頭弁論期日において、裁判所は、本件訴状に記載された事項について、どのように取り扱うことができるかについて論ぜよ。
 - (2) 答弁書に記載された主張①及び②が、それぞれ民事訴訟法上どのような意味を有するかについて論ぜよ。
 - (3) Xは、第2回口頭弁論期日に出頭し、「本件でXが支払を求めているのは、

答弁書記載①の，令和元年10月1日にYに渡した200万円である。」と陳述した。しかし，Yは，第3回口頭弁論期日において，「答弁書①の記載は勘違いであった。Xから令和元年10月1日に200万円を受け取った事実はない。」と主張した。Yが当該主張をすることは許されるかについて論ぜよ。

(100点)

A X - 1 0

刑 事 訴 訟 法

次の各小問に答えよ。

- 1 Xは，令和3年3月8日午前3時，その約1時間前に約1キロメートル離れたところで発生した事務所荒らし（以下「窃盗①」という。）の現行犯人として司法巡査に逮捕された。しかし，翌9日午後1時に司法警察員からXの送致を受けた検察官は，逮捕時点において緊急逮捕の要件は優に満たされていたものの，現行犯逮捕の要件はわずかに満たしていなかったと判断し，同日午後3時にXをいったん釈放した上で，その5分後にXを緊急逮捕し，同日午後4時30分，裁判官に対し逮捕状の発付を請求した。

この場合，裁判官は逮捕状を発付してよいかについて論ぜよ。

- 2 小問1の検察官の請求を受け，裁判官は，令和3年3月9日午後6時に逮捕状を発付した。その後，検察官は，同月10日午前10時，窃盗①に加えて，緊急逮捕後の取調べでXが自白した別件の車上荒らし（以下「窃盗②」という。）も被疑事実として，Xの勾留を請求した。

この場合，裁判官は，窃盗①と窃盗②の双方を基礎としてXを勾留してよいかについて論ぜよ。なお，小問1に対する答えのいかんにかかわらず，緊急逮捕は適法に行われているものとして考えよ。

(100点)